

令和7年4月1日

各指定障がい福祉サービス事業者等 代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運 営 指 導 課 長

令和7年度 前年度の実績等による基本報酬及び加算の届出について（通知）

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記について、一部の障がい福祉サービス等においては、年度毎に基本報酬及び加算の算定要件の見直しが必要になる場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、所定の期日までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 前年度の実績等により基本報酬の届出が必要なサービス

該当するサービスの指定を受けている事業所（全事業所）におかれては、必ず届出を行ってください。

【届出が必要なサービス】

障がい福祉サービス

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・地域移行支援

障がい児支援

- ・児童発達支援（主として重症心身障がい児、児童発達支援センター以外）

2. 前年度の実績等により見直しが必要な加算の届出

各種加算等において年度毎に算定要件を満たしているかどうか確認が必要な加算を算定している事業所（該当事業所のみ）は、年度当初に自己点検を行い、届出を行ってください。加算区分等に変更がなければ、届出は不要です。

【前年度の平均利用者数等が算定に関わる加算】

障がい福祉サービス

- ・人員配置体制加算（療養介護、生活介護、共同生活援助）
- ・視覚・聴覚言語障害者支援加算（生活介護、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ・就労移行支援体制加算（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ・高次脳機能障害者支援体制加算（生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助）
- ・移行準備支援体制加算（就労移行支援）

- ・ 重度者支援体制加算（就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ・ 目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）
- ・ 目標工賃達成加算（就労継続支援B型）
- ・ 就労定着実績体制加算（就労定着支援）
- ・ 夜間支援等体制加算（共同生活援助）
- ・ 通勤者生活支援加算（共同生活援助）

障がい児支援

- ・ 看護職員加配加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）（主として重症心身障がい児を通わせる事業所に限る）
- ・ 看護職員配置加算（Ⅱ）（障がい児入所支援）

※就労移行支援体制加算については、同一の利用者が就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職を繰り返している場合、過去3年間に於いて同一の利用者について複数回算定することは想定していません。

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.7\(令和7年1月24日\)](#)

※各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

トップページ ⇒ 産業・ビジネス ⇒ 障がい福祉サービス等 ⇒ お知らせ ⇒ 事業者の皆さまへ
⇒ 令和7年度 前年度の実績等に伴う基本報酬及び加算の届出について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000529648.html>

3. 届出方法について

郵送による届出とします。

4. 届出期限について

令和7年4月30日(水)【当日消印有効】

※期限までに届出がない場合は令和7年4月1日からの算定はできません。

また、届出後においても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤調整の対象となることを、念のため申し添えます。

※令和7年4月15日(火)までの消印でご提出いただいた届出は、同年5月10日(土)までに請求される内容に反映されますが、同年4月16日(水)以降の消印の届出は、同年6月以降に過誤申立てにより再請求していただくこととなりますので、ご了承ください。

5. 届出に必要な書類について

- (1) 加算届連絡票（令和7年度前年度実績に伴う提出用）
- (2) 変更届（様式第3号）
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (4) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- (5) 介給別紙
- (6) 誓約書

＜変更届の控えの返信を希望する場合、以下の書類を同封してください。＞

- ・ 変更届の控えの右上部に＜控え＞とはっきり記載したもの
- ・ 返信用封筒（返送に必要な金額の切手を貼り付け、返送先を明記すること）

6. 送付先

〒541-0055

大阪府中央区船場中央三丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階

大阪府福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）

※封筒の表書きに「**前年度の実績の届出**」と朱書きしてください。

※令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書、前年度実績が必要ではない加算の届出や、サビ管の変更届等、**今回の届出とは別の届出書類を同封しないようにしてください。**

7. その他

- (1) 前年度実績に伴う基本報酬及び加算の届出にかかる質問について、電話、FAX 又はメールでもご質問を受け付けています。電話、FAX 又はメールにて順次折り返しでの回答をさせていただきますので、FAX 又はメールでお問い合わせの場合は、回答先の電話番号・FAX 番号及びご担当者を漏れなくご記入ください。年度末、年度当初については、お電話が混み合うため、つながりにくい場合があります。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

トップページ ⇒ 産業・ビジネス ⇒ 障がい福祉サービス等 ⇒ お知らせ ⇒ 事業者の皆さまへ

⇒ ファックス・電子メールでの運営指導課へのお問い合わせについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000629290.html>

- (2) 過誤申し立ての方法や書類の様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

くらし ⇒ 健康・医療・福祉 ⇒ 障がいのある方 ⇒ 障害者総合支援法とは ⇒ 障害者総合支援法

⇒ 介護給付費及び訓練等給付費の請求について ⇒ 過誤申立の手続きについて(障がい福祉サービス費等)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000460114.html>

- (3) 前年度実績が必要ではない加算の届出については、通常通り加算を算定する前月の15日までに届出が必要ですのでご注意ください。

(例)

令和7年4月15日消印まで ⇒ 同年5月1日から算定可能

令和7年4月16日以降の消印 ⇒ 同年6月1日から算定可能

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課 指定担当

電話：06-6241-6520 音声ガイダンス①

ファックス：06-6241-6608

メール：uneishidou2@city.osaka.lg.jp